

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成24年3月8日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第6号

- 日程第 1 「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件
- 日程第 2 「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件
- 日程第 3 議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

日程第 4 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件

日程第 2 「議案第 3 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件

日程第 3 議案第 3 4 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 3 5 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

追加日程第 1 議案第 3 6 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について

追加日程第 2 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算

日程第 4 休会について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、平成24年3月7日に市長から、追加の撤回申し出及び追加議案の提出のため、会議規則第10条第3項の規定により開くものであります。ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件

○議長（小座野定信君）

日程第 1、「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

3月7日付で市長から、会議規則第19条第1項の規定による「議案の撤回の申出について」が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

議案第 2 号につきまして、撤回する理由を説明させていただきます。

議案第2号につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、地方公務員の給与については、同法に準じた措置を各自治体において適切に対応することとされていることから、国家公務員の給与の改定に倣った措置を講ずるため撤回するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 2 「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件

○議長（小座野定信君）

日程第2、「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件を議題といたします。

3月7日付で市長から、会議規則第19条第1項の規定による議案の撤回申し出が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第32号につきまして、撤回する理由を説明させていただきます。

地方公営企業の予算に定める企業債に関する事項の記載がなかったため、撤回するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 3 議案第34号及び議案第35号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、及び議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定並びに議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の減額が実施されることになり、国務大臣等の特別職についても減額が実施されることから、本市におきましても副市長及び教育長の給料月額を、本年4月から私の任期に限り10%の減額措置を講ずるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、給料の問題が、副市長と出ましたけれども、これは参議院も通ったということでもありますけれども、地方公務員についてはそれらに抵触しないということだと思いますので、これらについての問題点をお伺いしたいと思います。

なお、副市長が来て、県からの出向ではありませんけれども、特別職ですから、今度はこちらの職になるということもございますけれども、市長が半額だから、今度は副市長も減額ということではなくて、やはりこれらは、かすみがうら市にせっかく来て、かすみがうら市の待遇が悪いということになったのでは県からも笑われますので、ここらのところはよく面倒を見る必要があるんじゃないかなと思っていますので、そこらの点もお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前の私の答弁の中で、副市長の給料については、減額はどうなんだという話があった際に、県から石川副市長をお願いするに当たりまして、それはやらないよというお話を、実は県にしておったわけではありますが、それにもかかわらず、今回の措置を受けまして副市長に減給をお願いしたところ、了解を得ましたので、のせていただくものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号の議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、総務委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第36号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第1 議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、地方公務員については、同法の趣旨を踏まえ自主的かつ

適切に対応することとされていることから、国家公務員の給与の改定に倣った措置を講じるため、本年4月からの2年間、職員給与の減額措置を講ずるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案質疑のときに、市長が全員協議会のときにお話しした、国家公務員の給与の削減案が国会に提出されて可決される見通しだったと。見通しで、もし可決された場合については、この議案第5号を撤回して、そして予算を組み替えて再提出するということだったというふうに思うんです。それで、議会と協議して、いずれにしても国家公務員が、今、対象であって、その後、県の人事委員会なりがこの地方公務員の給与についてどうするかを決めていくわけですよ。そうすると、そこで決められたものというのは4月以降になると。しかし、結果的には遡及になる可能性があるということなので、撤回したままで協議して、予算の組み替えをやったほうがいいんじゃないかというふうに提案したんですけれども、これにこだわって国家公務員に準じるということで、これを7.8ですか、それに準ずるといふふうにしたことについて、議会との協議というか、議長との協議も含めてやられたのかのどうか、それについてお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議長と協議したのかということではありますが、議長には事前にこういうことでお願いしたいと、差しかえをお願いしたいということでお話をさせていただきました。県のほうの対応がまだ決まっていないわけではありますが、私はあくまでも、かすみがうら市は独立した自治体でありますから、従来、かすみがうら市はかすみがうら市で独立したきちんとした対応を、この財政危機に対処するというのでやってきたわけでありまして。国のほうは国のほうで、そういう方向を出したわけです。たまたま一致したものでありますから、今後、国の方針に近隣自治体等も追随することが予想されるために、今回やるのであれば、かすみがうら市が従来独自に考えてきた削減案ではなく、今回、国の示したものに準じたほうが、後々、整合性等の問題で結果的によくなるのではないかとお願いするものであります。

また、今後、県のほうの対応がいろいろ出てくると思うんですが、この4月からにしない場合は、例えば6月とか9月とかの施行になった場合には、遡及して4月からの実施は、私は困難になるのではないかと考えておりますので、そういったことも踏まえれば、やはりこの際、4月からお願いをしたいと、こういうふうにご考慮の上程でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この組合との協議なんかも含めて、組合の場合は、市長も聞いていると思いますけれども、いわゆる人事委員会とか、そういうものについては、今の組合は、人事委員会で出された場合はそれなりに了解をせざるを得ないという立場をとっているんですね。ただ、今現在はそういう立場じゃなくて、市長の思い、それがかみ合っていないわけです。

そういう意味では、時期を急がないで待つてやるということ。確かに、かすみがうら市は独自の自治体であります。ただ、独自の自治体だからこそ、自治体独自、そこで組合があるわけですよ、職員組合ですよ。そういうところと一体となつてやるには、一定程度の共通した理解をしていったほうが、今後の行政運営には非常にプラスになるだろうし、また議会とのあつれきなんかも、1つ、解消の方向になるんじゃないかなというふうに思って、私は言っているわけなんです。

遡及が無理だというのは、すべて人事委員会、この前の人事委員会の報告についても遡及されているわけでしょう。それが遡及できないだろうという確信的な発言をされているのは、何か根拠があるんでしょうか。

それから、今言った組合との協議が決裂の状態であるから、逆にこれを撤回したままでやったほうがよりスムーズにいくんじゃないかということについては、どうしてもこれに市長はこだわっているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人事委員会の絡みであります。人事院勧告が出ての国の対応でこの7.8が決まっているのであれば、県の人事委員会も出てくるといことが考えられますが、通常の人事院勧告とは、これは違うわけですね。ですから、国の人事院がやっていないで、県の人事委員会だけが独自に動くということは、私は考えづらいのではないかと。人事院勧告の場合は、いわゆる遡及がもう組合との間で長年の歴史がありますから、自動的にそういうことがなされるわけでありまして、そういう保証は、私は今回はないのかなというふうに解釈をしております。

また、かすみがうら市だけ4月からにこだわると、こういうお話、こだわらないで、まあまあ職員組合とも仲よくやっていったほうがいいんじゃないかというご提言であります。それがまさに今の財政危機を招いたのでありまして、やはりやることはやっています。やることはやっています。国は、ようやくと今度、腰を上げましたが、全国の自治体を見れば、県内にもやっているところがあるし、全国をとってみれば、やっているところはやっています。そういうことで、やはり危機感を持って、かすみがうら市は人件費総額では茨城県一ということもあるわけです。そういうことを踏まえて、やはり市民の行政に対する信頼感を得る上でも、きちんとした対応をしていく必要があると思います。

また、職員組合との話し合いですが、過去5回にわたって実施してまいりましたが、一步も進んでおりません。私から言わせれば、進んでいない原因というのは、職員組合がいわゆる官民格差を認めようとしなないわけです。このことについては、官民格差というのはデータのとり方によって大きく違うわけですね。その官民格差は、人事院勧告でもう解消されているから必要ないんだという話であります。組合の主張は。

しかし、だったら、国がこういう措置をあえて人事院を無視してやるということがあり得ないのではないかと。官民格差があるから、こういうことをしているわけです。まして、そこに東日本大震災があるということで、復興国債を出すと。その国債財源にも充てるということでありますから、そういうバックグラウンドをやはり考える必要があるのではないかと、今回、上程させていただいたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、提案のときに、国家公務員に準じてこういう措置がされるだろうというふうに、今、提案したときに言ったんじゃないですか。今と言葉が違うんじゃないですか。そういう国の方向と、県の人事委員会がそういうふうな形になるかどうかはわからないというふうに、今、言いませんでしたか。ちょっとそういう意味では矛盾していますよね、提案と。まず1つ。

それと、私は合意形成を図ったほうがいいでしょうと。確かに、官民格差を組合が認めていない。それは、市長の考え方と組合の考え方が大幅に違うし、そういう点では私も考え方が違いますから、そういう点では確かにそうですよ。ただ、合意形成というのは、例えば人事委員会がそういう方向を出せば、組合はそちらに倣うというふうに言っているわけですから、強引な手法をとらないほうがベターなんじゃないかというふうに私は言っているんですよ。

危機感が足りない。確かに市長の危機感は、異常なほどの危機感ですよ。ただ、すべてのすべて、危機感に対応しているというふうには思いませんよ。そういう点ではいろいろな危機感がありますから、危機感にギャップがあるでしょう。放射能問題についてだって、危機感にギャップがあるわけですから。そういう意味では、危機感の違いは確かにあるんですよ。できる限り、すり合わせながら行政運営をしていったほうが、よりスムーズな行政運営ができるんじゃないかということでは言っているんですよ。

そういう点で、今の国に倣うという方向じゃないんだよという言葉と提案が、ちょっと食い違っていると思うんですけども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

官民格差について、私の独自の考えもあります。しかし、先ほど言った官民格差の意味は、国もそういうことを踏まえて7.8なんだと。

（発言する者あり）

○市長（宮嶋光昭君）

国家公務員の給与改定というのは、単に復興国債だけじゃないんです。単に復興国債の財源にする、もちろん直接的にはそういうことを言っておりますが、これは震災前から国では——国ではというか、民主党がそういうことを政権公約に出してきたわけですね。自民党もまた言っているわけです。これは、震災にかかわらずやっていたことなんです。

今回、7.8で落ちついたと、自民、民主、公明、3党合意がなされたというのは、復興国債の当面の問題もあるので、2年間ということでは最終的に落ちついたわけではありますが、それは新聞

報道でも見るとおり、単に震災だから7.8やるんだということではないんです。国自体が、官民格差を是正すると、そういう意思のもとに財政改革の一端としてやっているわけです。そこを、私は申し上げたんです。私もそうだけれども、国もそうなんだということを申し上げたんです。

あと、合意形成の話であります。合意形成はもちろん大事であります。ですから、5回もやったんですが、いわゆる何でもかみ合わないかというと、職組のほうでは、今まさに佐藤議員がおっしゃったように、人事院勧告が出ているんだったらやるよという話なんです。私は、人事院が待てないからやっているのでありまして、人事院が待てないからやっているんです。国も、人事院が待てないから、人事院廃止論まで出ているわけです、国のほうでは。そういうことをやはり考えるべきであって、この危機感は問題によって、人によって、危機感というのは違うと思いますが、今の財政危機については、だれも国民のほとんどの人が危機感を持っていると思います。そういう意味で、私は、特別、私だけが突出した危機感を持っているとは思っておりません。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号の議案の審査につきましては、総務委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

ただいま市長より、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第37号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第2 議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、改めての提案となりますが、その内容についてご説明を申し上げます。

収益的収支の収入が9億9823万8000円、支出が9億9202万3000円となります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が2億6158万5000円、支出が6億5091万3000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8932万8000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第37号の議案の審査につきましては、産業建設委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第4、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議案等の調査・研究等のため、あす3月9日から3月15日までの7日間を休会にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月16日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時28分